

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	グローブライド株式会社	
	連絡先	電話番号	042-475-2101
		ファクシミリ番号	042-475-3334
		電子メールアドレス	
公表の 担当部署	名称	グローブライド株式会社	
	連絡先	電話番号	042-475-2101
		ファクシミリ番号	042-475-3334
		電子メールアドレス	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス： http://www.globeride.co.jp/
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名：
	入手方法：	
<input type="checkbox"/> そ の 他		

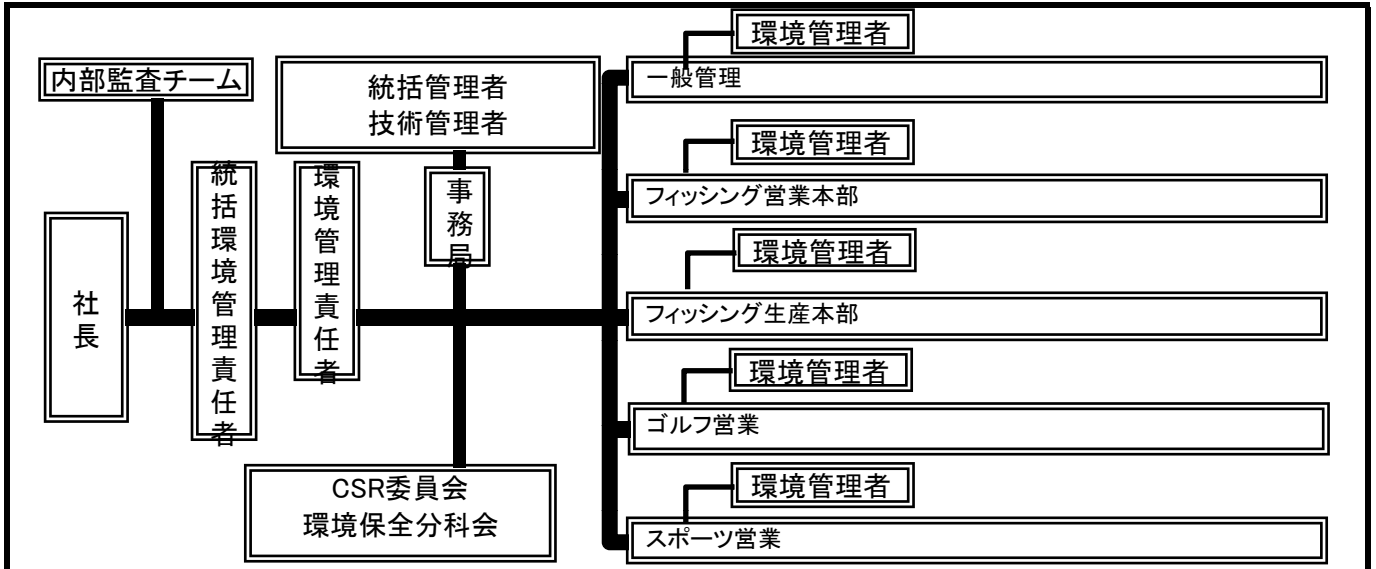
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

基本方針
 グローブライドは、地球を舞台に、人生の豊かな時間を提供する、ライフタイムスポーツカンパニーとして、環境保全活動に積極的に取り組み、自然とスポーツを愛する世界の人々に貢献してまいります。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	以下の諸施策を行い、総量削減義務（6%）以上の削減を目指す。 ・夏場には、空調や給湯器等の使用制限を実施する。 ・照度500～750ルクスを維持して照明の間引きを継続する。 ・パソコン類を省エネモードに設定する。 ・空調機、照明器具を省エネ型設備に更新する。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガスは、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。トイレや手洗い、厨房などで使用している水道の節水を継続する。		
削減義務の概要	基準排出量	3,406 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務の平均削減率	II
	排出上限量（削減義務期間合計）	16,010 t（二酸化炭素換算）		6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	・現在取り組んでいる節電の諸施策を継続する。 ・空調機、照明設備を更新する場合は、省エネ設備を選択することにより、基準排出量の15%削減を目標とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	現在取り組んでいるトイレや手洗い、厨房などで使用している水道の節水を継続する。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		2,913	3,130	2,490	2,888	3,025
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
上水・下水		13	13	17	16	16
合計		2,926	3,143	2,507	2,904	3,041

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	93.8	100.8	80.2	93.0	97.4

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004年度、2005年度、2006年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,406	3,406	3,406	3,406	3,406	17,030
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = $\Sigma A - D$)						16,010
	削減義務量 (D = $\Sigma (A \times B)$)						1,020
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	3,130	2,490	2,888	3,025		11,533
	排出削減量 (F = A - E)	276	916	518	381		2,091

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

<p>(1) 夏期の空調使用 (2) 工場の工作機械設備の使用 (3) コンプレッサー設備の使用</p>
--

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	130200	13_空気調和設備の効率管理	グリーン購入法適合商品の空調機を導入（2台）	2009年度実施	
2	130200	13_空気調和設備の効率管理	グリーン購入適合商品のパッケージエアコン2台更新（従来品の25%省エネとなる）	2010年度実施	
3	130200	13_空気調和設備の効率管理	グリーン購入適合商品の天吊り型マルチエアコン1台更新（従来品の25%省エネとなる）	2010年度実施	
4	120200	12_冷凍機の効率管理	厨房用冷凍・冷蔵庫2台更新（従来品の40%省エネとなる）	2010年度実施	
5	120300	12_運転管理及び効率管理	空調機集中コントローラ設置	2011年度実施	
6	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具の間引き	2011年度実施	
7	120300	12_運転管理及び効率管理	自動販売機18台を7月～9月使用停止	2011年度実施	
8	120300	12_運転管理及び効率管理	7月～9月倉庫の空調機使用停止、午後の会議室は空調使用停止	2011年度実施	
9	130200	13_空気調和設備の効率管理	効率化した空調機に2台更新	2011年度実施	
10	150200	15_照明設備の運用管理	電気設備の更新に併せてHf照明器具を導入	2012年度実施	
11	310400	31_エネルギー使用量の管理	中央監視システムを導入して、デマンド監視を行う	2012年度実施	
12	130200	13_空気調和設備の効率管理	効率化した空調機に3台更新	2012年度実施	
13	130200	13_空気調和設備の効率管理	効率化した空調機に2台更新	2013年実施	
14	150200	15_照明設備の運用管理	電気設備の更新に併せてHf照明器具を導入	2013年度実施	
15	130200	13_空気調和設備の効率管理	効率化したマルチエアコン室内機に91台更新	2014年実施予定	

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

事業活動に伴って発生する環境負荷について正しく把握すると共に、利用するエネルギーや資源を無駄にしないよう努めている。

1. グリーンファクトリーの推進

省エネルギー・省資源・廃棄物の減量に取り組んでいる。

具体的には、次の事項を行っている。

- (1) 機械加工時間短縮（サイクルタイム短縮）（継続中）
- (2) インバーターを搭載したコンプレッサーを設置し、効率運転を実施（継続中）
- (3) 洗浄機、乾燥炉、ショットブラスト等の稼働時間シフト可能なエネルギー多消費設備は、ピーク時間の運転を避ける。
- (4) 生産設備導入する場合は、CO2削減量も評価項目として考慮する。

2. 事務営業における環境負荷低減

オフィスにおける省エネルギー・廃棄物のリサイクル化に取り組んでいる。

具体的には、次の事項を行っている。

- (1) 夏場の空調の使用制限
 - ①人が常時いない廊下・倉庫等は使用停止する。（継続実施）
 - ②人が常時いる事務所・作業場（除く製造現場）は、タイマーで30分のうち10分間停止する。
 - ③毎日の最大電力量を食堂に掲示して、社員の節電意識を向上させる。
- (2) 機械設備類の使用制限
 - ①照明の間引きを継続する。（照度500～750ルクス）
 - ②パソコン類を省エネモードに設定する。
 - ③夏場の給湯室の湯沸し器は全面停止、自動販売機は間引き稼働運転する。

3. 社員に対する環境意識向上のための啓発活動

当社が主催（または協賛）する釣り大会などを主に全国約100ヶ所で行われるイベント会場で、大会参加選手やイベント関係者に協力を呼びかけ、釣り場周辺のゴミ拾いを実施している。

この活動は2004年9月からスタートして、現在は当社のみにとどまらず、全国のお客様、お得意様まで輪が広がり、釣り場、自然環境保全に対する意識啓蒙につながっている。